

# 一宮町集中改革プラン

平成18年3月

(これまでの行政改革の取組み)

本町では、昭和57年以降、継続して行政改革に取り組んできました。特に、昭和57年には、民間の有識者からなる「一宮町行財政改善調査会」の意見を得て、昭和58年4月に「一宮町行財政改善推進本部」を設置、双方にて協議を重ね、昭和61年2月に「一宮町行財政改革大綱」を策定し、これに基づき取り組んできたところです。

また、平成8年度からは、新たな行政改革を推進するにあたり、行政内部の検討のみにとどまらず、住民の代表者等からなる「一宮町行政改革推進委員会」の審議や意見等を尊重し、本町の現状と将来を見越したうえで、全庁が一体となり、町民をはじめ、関係機関と連携しつつ改革に取り組んできました。

この間においても、景気の低迷をはじめとする社会情勢が急激に変化してきたことや、行政に対する住民ニーズが高度化、多様化してきたこと、また、地方分権への急激な動きや合併問題の動向も注視しながら健全な行政運営を推進してきたところですが、税収入の減少及び国の三位一体の改革に伴う補助金や地方交付税の減少により財政状況が悪化している状況の中、地方公共団体の果たすべき役割が改めて問われています。

今後の行政改革の推進にあたりましては、総務省から示された指針を軸とした集中改革プランを策定し、住民に公表することにより広く意見を聴取し、その意見を改革に反映することで住民自治という地方自治の本旨に基づいた町づくりに活かして参ります。

## 1. 取組み方針

### (1) 実施期間

「一宮町集中改革プラン」の実施については、平成17年度から21年度までの5カ年の具体的な取組み目標を策定し、着実に推進する。

### (2) 推進体制

プランの組織的な推進を図るため、職員が一丸となり全庁をあげて改革を実施していくとともに、一宮町行政改革推進本部において管理していく。

### (3) 意見聴取と公表

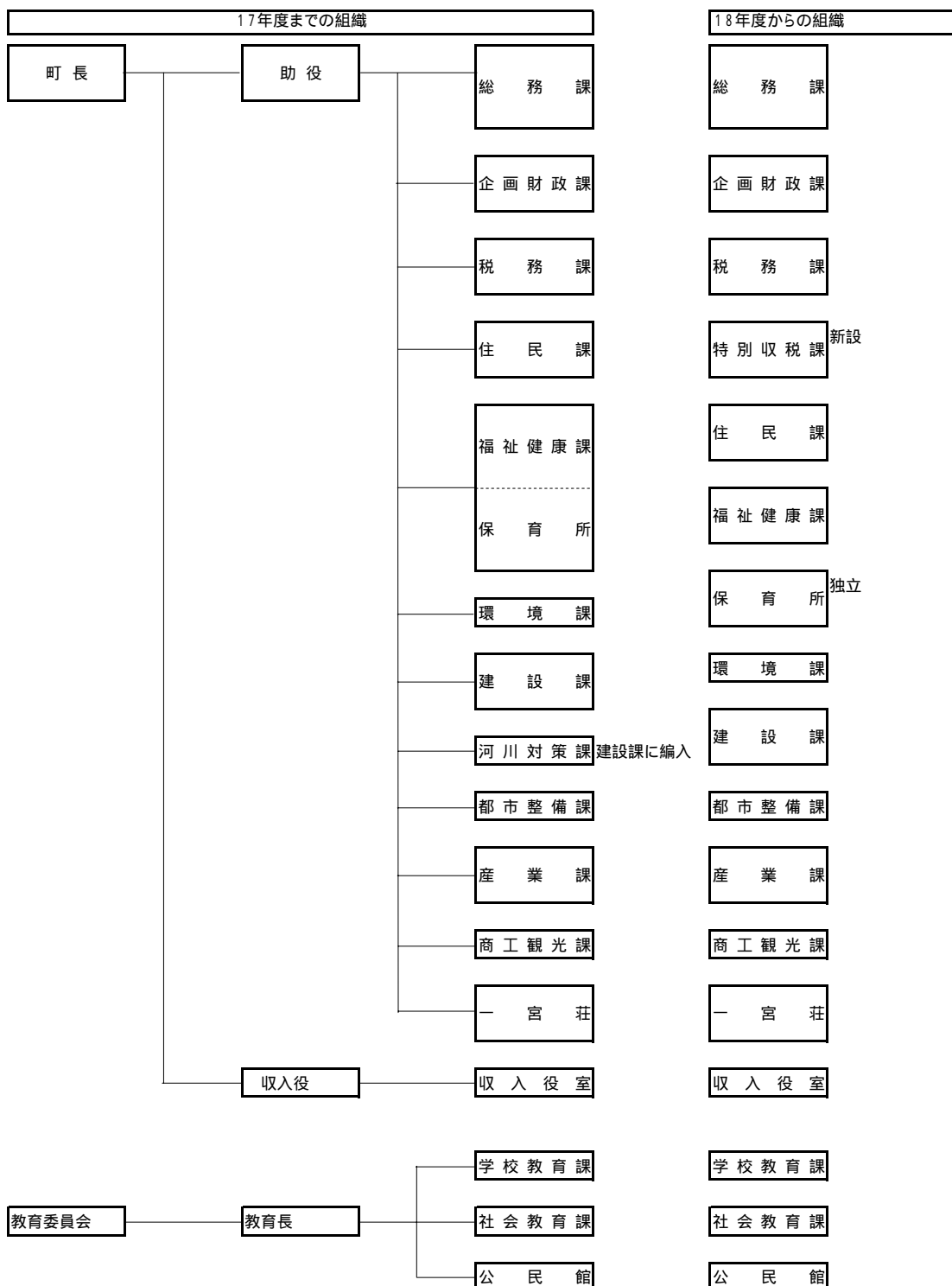
プランの進捗状況については、町の説明責任を果たす観点からフォローアップを毎年度実施し、一宮町行政改革推進委員会及び議会に報告するとともにホームページ等を通じて公表します。

## 2. 集中改革プランの重点実施項目

- ( 1 ) 組織・機構改革について
- ( 2 ) 事務・事業の再編・整理、廃止、統合について
- ( 3 ) 民間委託の推進について
- ( 4 ) 定員管理の適正化について
- ( 5 ) 給与の適正化について
- ( 6 ) 経費節減の財政効果について
- ( 7 ) 公営企業の経営の健全化について

(1) 組織・機構改革について

行政改革を実施していくためには、従来の国及び県の行政機関との均衡に配慮した縦割り型組織にとらわれず、政策目標に基づき効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とする必要があります。政策や事務事業のまとまり等により町にあった編成にするとともに、多様化する住民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定及び対応の観点からも見直しが必要となりますので、まず、機構改革を実施することによりこのプランに定めた事項の推進に努めます。



(2) 事務・事業の再編・整理、廃止、統合について

町では数次に渡る行政改革を実施し、経費節減に努めてきましたが、長引く景気の低迷などにより歳入の根幹をなす町税、地方交付税の収入の減により、従来の取組みでは財源不足を回避できない状況になってきています。多様化・複雑化する住民ニーズに対応していくため、事務事業については、効果や効率性の観点から、当初の目的を達成した事業等の廃止や類似する事業の統合をするなどの見直しを行っていきます。

数値は、平成17年度を基本とした場合の抑制額：下段は決算数値（単位：千円）

取組み事項	実施内容	H17	H18	H19	H20	H21	財政効果
施設管理等業務委託の見直し	これまでは、施設ごとに業務委託契約を結んでいましたが、今後は委託する業務ごとに一括契約をすることで経費削減を図ります。 夜間警備業務 消防設備保守 電気設備保守 浄化槽保守 清掃業務 消毒業務	検討	2,065 2,802	2,065	2,065	2,065	8,260
小型合併処理浄化槽設置補助事業	単独浄化槽の製造中止により、合併浄化槽のみになり、本来の目的を達成したこと、町独自の補助制度を見直し県の基準に沿った補助金額に改め、今後は、汲み取り及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進していただくための補助を行っていきます。	検討	8,835 11,235	8,835	8,835	8,835	35,340
敬老事業の見直し	本事業の目的は、敬老の日の行事の一環として多年にわたり社会に貢献してきたお年寄りに対して敬意を表すと共に長寿をお祝いし、もって老人福祉の増進を図ることを目的に開催してきました。 今後は介護予防の観点から老人クラブや地区社会福祉協議会などの各地区で閉じこもり予防の事業として展開ができないかどうかを検討していきます。	検討	検討	721	721	721	2,163
母子保健事業	3ヶ月児、7ヶ月児、12ヶ月児を対象に医師による健診を行ってきましたが、母子健康手帳に添付されている乳児一般健康診査受診票によりこの健診は、医療機関で無料で受診できます。この受診票の利用を促進するため乳児健診を廃止し乳児相談とします。また、虫歯保有率の関係から健診対象年齢を見直し、2歳児健診を廃止し、5歳児健診を行っていきます。	検討	752 463	752	752	752	3,008
老人保健事業	基本健診については、実施体制を見直し経費節減を図ります。 健康教育については、保健師による講話や健康運動指導を実施するなど要望に応じていきます。	検討	3,690 8,326	3,690	3,690	3,690	14,760
各種検診・予防注射	各種検診に伴う通知事務、検診時期について見直し、また、検診実施時にも実施体制を見直し経費の削減を図ります。	検討	3,233 1,052	3,233	3,233	3,233	1,292
交通安全対策事業	カーブミラー等の設置については、要望をとりまとめ一括発注していましたが、今後は要望があった時点で、職員が対応することにより設置までの期間の短縮を図ります。	検討	1,000 612	1,000	1,000	1,000	4,000
調理員パート勤務時間の見直し	学校給食調理員の業務と勤務時間を検証した結果、勤務時間の短縮につながりました。	検討	1,559 1,799	1,559	1,559	1,559	6,236

学校保健委員会の再編	各学校で行っていた会議を合同で行うことにより、会議内容の充実及び学校医の出席回数削減を図ります。	検討	138 161	138	138	138	552
集会所等の補助金交付要綱の見直し	集会所の新築及び改修に伴う補助金の限度額の見直しについて検討していきます。	検討	実施				
広報「お知らせ版」の再編	広報「お知らせ版」及び「暮らしのカレンダー」を廃止し、「広報いちのみや」に統合し毎月発行することで、配布物の軽減を図りました。また、ゴミの回収については、広域で発行している「ごみの分け方・出し方」で対応できますので、18年度からは、季節的にお知らせするものを随時「広報いちのみや」に掲載することとし、「お茶の間」は廃止します。	実施					配付物の減
水稲病害虫防除事業の事務局の見直し	安全面の理由から水稲航空防除はヘリコプターからラジコンヘリに代わりました。本来、この事業は農家が主体の事業ですから農協の事務事業として検討していきます。	検討	検討	検討	実施		事務量の減
商店街振興事業	平成12年度より実施してきましたプレミアム商品券は、当初は大変人気がありましたが、近年消費者の魅力が薄れてきた傾向があるため廃止に向け検討しました。	検討	3,100 3,100	3,100	3,100	3,100	12,400
一宮町ふれあいセンター事業	当初は、農業及び商業後継者の結婚問題に関する総合的計画及び実践について行ってきましたが、少子化・高齢化に伴い結婚については、全体的に考えていくべき問題であることから、福祉協議会がふさわしいと考えました。	検討	実施				事務量の減
資産税土地台帳閲覧制度の廃止	近年個人情報が悪用されている状況の中で、個人情報保護の面から廃止します。	検討	308 308	308	308	308	1,232
保健推進員の廃止	保健推進員の主な仕事として、町で行う各種健康診査の受診勧奨や、保健師からの依頼を受けて個別に訪問してもらうなど行政とのパイプ役を担っていただいていたが、昨今の個人情報保護法の施行により、町からの情報提供にも限界があり、個別的なかわりを持ってもらうことが難しくなってきたことから廃止します。	検討	428 428	428	428	428	1,712
パソコン講座等の廃止	パソコンが普及するまでは初心者のために開催してきましたが、かなり浸透してきたため、また、受講者も少なくなってきたことから廃止しました。	検討	435 435	435	435	435	1,740
(財)長生郡南部開発公社の解散	昭和45年に一宮町・睦沢町・長南町の総合的な開発計画及び都市計画に基づいて、実施のために必要な土地、建物等の取得、造成、処分及びその関連事業を行い、もって関係町の発展と住民福祉の増進に寄与することとして、これまでに大きな実績を残してきましたが、バブルの崩壊により土地分譲が滞るようになったことから平成19年に解散決議をし、財産の処分、負債清算の進めを進めていきます。	検討	検討	実施			

(3) 民間委託等の推進について

町では、これまでも民間委託など民間活力の導入を進めてきましたが、今後も事務事業の効率性と経費節減を考慮した上で、民間委託を推進していきます。また、地方自治法の一部改正により公の施設の管理が、「管理委託制度」から「指定管理者制度」に改められました。「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設で、従来は、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体が施設の管理を行ってきましたが、改正により株式会社を含めた民間事業者、社会福祉法人などの公益法人、NPO法人、法人格を持たない団体に施設の管理を行わせることが可能となりましたので個々の施設について制度の導入について検証していきます。

取組み事項	実施内容	H17	H18	H19	H20	H21	財政効果等
民間委託の推進及び改善	行政が直接行うよりも効率的・効果的なサービスが提供できる事務・事業及び事業趣旨等を考慮し、民間が行った方が良いものについては、民間に委託していきます。しかし、経費削減に結びつけるためには、今まで委託してきたものでも直営で行っていくことが必要となるものもありますので、平成17年度・18年度で事務事業の洗い出しを行い随時見直していきます。	検討 実施					委託料及び人件費の減
公共施設の管理 (カッコ内は平成16年度末の管理体制)	地方自治法改正により「公の施設」の管理者制度が導入されましたが、この制度は、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費節減(主に人件費の削減)を図ることを目的としたものです。本町における施設については、19年度までに管理のあり方について、引き続き直営とするか、指定管理者制度を導入するか、施設を廃止するか等について再度検討していきます。	検討			実施		委託料及び人件費の減
	・中央公民館(直営)	検討			実施		
	・町営プール(直営)	検討			実施		
	・町営野球場(直営)	検討			実施		
	・町営テニスコート(直営)	検討			実施		
	・振武館(一部業務委託)	検討			実施		
	・創作の里(一部業務委託)	検討			実施		
	・GSSセンター(一部業務委託)	検討			実施		
	・国民宿舎一宮荘(直営)	検討			実施		
	・老人福祉センター(直営)	検討			実施		
	・市街地集会所(管理委託)	検討			実施		
	・東浪見コミュニティセンター(直営)	検討			実施		
	・保健センター(直営)	検討			実施		
	・保育所(直営3施設)	検討			実施		
	・農業集落排水処理施設(一部業務委託)	検討			実施		
	・生活改善合理化共同施設(管理委託)	検討			実施		
	・憩いの森(一部業務委託)	検討			実施		
	・宮の森霊園(管理委託)	検討			実施		
・都市公園(直営)	検討			実施			

(4) 定員管理の適正化について

定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、施策の内容及び手法を改めて見直しながら事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努め、また、地域協働の取組み等を通じて、職員数の抑制に取り組みます。当町においてもいわゆる「団塊の世代」の職員が多数退職となりますが、行政サービスを低下させないことを前程に進めていきます。

取組み事項	実施内容	H17	H18	H19	H20	H21	財政効果等
人材育成の推進	職員の能力の向上は、定員管理と深く結びついていきます。時代の変化を認識し、新たな発想と課題に挑戦する意欲や、細分化された事務を行うために必要な専門知識をもった職員を育成するため、今後も各種研修制度を利用し、行動力のある職員の育成を図る。	実施					職員の「やる気」を醸成
人事評価	新たな人事評価システムに関する基本方針の策定に向けた検討を行い、給与の適正化に反映させます。	検討		実施			公正な人事 成果主義に対する意識の向上
定員適正化計画の策定	地方公共団体では、民間企業のように利潤を尺度に事業経営の効果測定ができないため、公務員数が不必要に増大するおそれがあります。これを抑制するために定員管理が必要となります。その内容は、定数の設定、職員の増員及び配置転換に伴う定数の変更等について適正な統制を行うことです。今後は過去の実績や事務事業の総点検を行った上で明確な数値目標を設定した定員管理適正化計画を作成し、計画的な職員数の抑制に取り組みます。	検討		実施			人件費の抑制
	職員の状況(今後の状況)	平成17年4月1日	平成22年4月1日	17年対22年			
		職員数(人)	職員数(人)	増減数(人)	増減率(%)		
	普通会計 公営企業等以外の職員	142	128	14	9.9		
	公営企業等の職員 国民健康保険事業 介護保険事業 一宮荘 農業集落排水事業	15	13	2	13.3		
	総 数	157	141	16	10.2		
	職員の状況(過去の状況)	平成11年4月1日	平成17年4月1日	11年対17年			
		職員数(人)	職員数(人)	増減数(人)	増減率(%)		
	普通会計 公営企業等以外の職員	148	142	6	4.1		
	公営企業等の職員 国民健康保険事業 介護保険事業 一宮荘 農業集落排水事業	11	15	4	36.4		
総 数	159	157	2	1.3			

平成19年4月1日現在の職員総数は143人で、増減率は、8.9%となった。

(5) 給与等の適正化

当町においてはこれまでも、特殊勤務手当等を見直し、給与等の適正化に努めてきたところですが、職員の給与制度については、町民の納得が得られる給与制度、運用及び水準の適正化が求められていることから今後も公表し、透明性を図っていきます。

取組み事項	実施内容	H17	H18	H19	H20	H21	財政効果等
給与の適正化	地方公務員法は、地方公務員の給与について「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」とされています。現在国においてこの給与制度のあり方を見直し、参考となる指標を整備しているところであり、町もこの指標に基づき適正に運用すると共に、職務や能力、実績を反映できる給与体制の構築に努めます。	検討		実施			職員の「やる気」を醸成 成果主義に対する意識の向上

(6) 経費節減の財政効果について

当町の財政運営は、三位一体の改革に加えて、長引く景気の低迷により、平成16年度から大幅な歳入不足が生じ、多額の基金取崩しに頼ってきました。平成18年度においても歳入は前年度並みを見込むのが精一杯である一方、歳出は公債費や社会保障経費等が増加傾向であり、財政調整基金も底をついた今、例年どおりの予算編成では、この1・2年で赤字団体への転落もありうる危機的な状況に直面しています。

こうした中、18年度からは前例踏襲型予算を根本から見直し、財政健全化を堅持すべく歳入規模に見合った歳出を基本とした予算編成としました。

また、平成18年度からは、収入及び支出の状況、住民の負担の状況、公営事業の経理の概要、財産公債及び一次借入金の現在高等の財政状況を公表していきます。

取組み事項	実施内容	各欄の上段:計画 下段:決算実績					財政効果等
		H17	H18	H19	H20	H21	
税の公平性の確保	税負担の公平性確保の必要性から、機構改革を実施し新たに特別収税課を設置し、効率的な税の徴収の向上に積極的に取り組んでいきます。	検討	徴収額 滞納繰越分 18,000増 差押換償 1,000				徴収額の向上
	国民健康保険税の納税者の公平を保つため被保険者証等に代え、資格証明書を発行することにより国保税の徴収の向上を図ります。	検討	検討	実施			
使用料及び手数料の見直し	道路占用料の見直し 長生郡内の道路占用料の標準化を図りました。	検討	11,267 11,930	11,267	11,267	11,267	45,068
	証明手数料の見直し 経費に見合った手数料を徴収することで適正な歳入の確保を図ります。						
	施設使用料の見直し 公共施設の使用料減免規定について見直します。						
町有財産の有効活用	行政目的としての活用が見込めない公有財産について、積極的な処分又は貸付等の有効利用を図ります。	9,813	24,564				歳入確保
職員駐車場使用料金	職員の駐車場利用料金を町の歳入とすることとしました。	検討	960 937	960	960	960	3,840
広報紙への広告掲載の検討	歳入の確保を目的とし広報「いちのみや」及び町のホームページに企業広告を掲載することを検討します。	検討	検討	実施			歳入確保
物件費の削減	実績を考慮し、16年度予算の5%を削減しました。今後も職員の意識改革により経費節減に努めます。	30,326 46,264	60,302				経費節減
人件費の削減	退職者による人件費の削減	21,732 21,732	18,746 34,777	7,442	77,664	55,440	181,024
農業委員定数の削減	農業従事者の減少や耕作面積の減少により、農業委員の定数が17人から11人に削減されました。	2,448 2,448	2,448 2,448	2,448	2,448	2,448	12,240
補助金等の整理合理化	行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方について検証し、適正な額を補助していきます。	600 2,576	1,479 13,779	検討 実施			
特定人のためのサービス提供による特定人の受益に対し、サービス提供に要する経費の全部又は一部について、応分の負担を求めるものです。	短期人間ドック利用規則の見直し 国民健康保険税は、本来医療費を支払うためのものですが、高齢者の増加が見込まれる中、保健事業で行っている人間ドックの利用者が増加した場合、医療費の支払に大きな影響を及ぼして行くことが予想されますので、人間ドックに係る補助限度額の引き下げを検討しました。	検討	270 270	270	270	270	1,080
	防犯灯維持管理費補助金交付要綱の見直し 防犯灯の電気代及び修理代については、年度分の支払いを各区に立替っていただき、翌年度に町が各区に対し全額支払ってきました。また、設置については各区長を通じ要望をあげていただき設置してきましたが、防犯灯に係る費用は増大する一方となりますので、受益者負担の原則から各区にも一定割合の負担をしていただくことを検討していきます。	検討			実施		
	防災行政無線の設置及び管理に関する条例の見直し 今まで防災行政無線の戸別受信機については無償で貸与してきましたが、転出等により返還されないケースが多々見受けられるため、貸与のときに一部負担をお願いすることを検討していきます。	検討			実施		



(7) 公営企業の健全化について

当町における地方公営企業は、農業集落排水事業と国民宿舎一宮荘です。これらの事業が提供するサービスについて、今後も町が継続して実施していくのか、指定管理者制度等の民間的経営手法を導入していくのか、社会情勢の変化を適切に判断していくとともに経営の健全化を推進していきます。

農業集落排水事業

取組み事項	実施内容	H17	H18	H19	H20	H21	財政効果等
民間委託の導入	指定管理者制度等の導入も含め、民間委託が可能かどうか21年度までに検証していきます。	検討		実施			
定員管理の適正化	町職員の枠組みに沿って適正化を図ります。	(現員数) 2人	2人	2人	2人	2人	
組織の統廃合	2組合ありますが分担保借入を組合で行っているため、償還が終われば廃止の方向 償還終了年度 原地区 21年度 東浪見地区 26年度	検討					
給与の適正化	今後も給与の透明性を図ると共に公表していきます。						
経費節減等	一括契約による経費節減を図る。						

国民宿舎一宮荘

取組み事項	実施内容	H17	H18	H19	H20	H21	財政効果等
民間委託の導入	指定管理者制度等の導入も含め、民間委託が可能かどうか21年度までに検証していきます。	検討			実施		
定員管理の適正化	平成11年度から16年度末までに2人減となりましたが、職員の補充をせず、パートによる対応で人件費を抑制しています。	(現員数) 4人	4人	4人	4人	4人	
給与の適正化	今後も給与の透明性を図ると共に公表していきます。						
経費節減等	職員の意識改革を行います。						